

令和 8 年度 地域包括支援センター 運営業務実施計画書

センター名 長泉南地域包括支援センター

1 基本方針

長泉南地域包括支援センターの本年度基本方針は、長泉町地域包括支援センター運営基本方針に則り、長泉町の地域包括ケアにおける中核機関として、住民が最後まで住み慣れた町で過ごせるように、相談対応や各種機関との連携等必要な支援を行います。

2 事業目標

○包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する取り組み

※南包括内主任介護支援専門員は、長泉町長寿介護課及び長泉町介護支援専門員連絡会と連携し、長泉町の住民の支援に関わる介護支援専門員の資質の向上を側面から支援します。

○生活支援体制整備事業（協議体への支援）に関する取り組み

※更なる地域のニーズを把握し、必要な関係機関等とスムーズに連携することで、課題の解決やニーズの充足を図ります。

○施策や体制整備に関わる取り組み

※本年度から受託する長泉町在宅医療介護連携センター業務については、これまでのセンター同様に引き続き医療・介護連携の仲介役として医療・介護連携促進を図り、地域包括ケアの体制強化の一翼を担います。

3 重点項目（重点実施事項）

○包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する取り組み

※長泉町役場・専門職団体（長泉町介護支援専門員連絡会）・長泉南地域包括支援センターの各機関がそれぞれの役割を果たすことが、長泉町のケアマネジメントの質の向上に寄与できると考えます。まずは各機関を繋ぐために 3 者による定例的な会議を開催し、ケアマネジメントにおける諸問題等の解決策を検討・実施します。

○生活支援体制整備事業（協議体への支援）に関する取り組み

※担当圏域の各区に関し包括内で職員の担当を決め、担当者が各区の公民館等を廻り地域活動の状況把握を行い、地域のニーズの抽出等これまでより以上にきめ細やかな支援を実施します。活動においては他機関関係者（生活支援コーディネーター・社協地域支援担当者・有償ボランティア団体）との連携を図ります。

○施策や体制整備に関わる取り組み

※地域の医療・介護関係者を対象に多職種連携に関する研修を実施し、専門性を向上及び相互理解の促進を図ります。また、町民に対し、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する講座を年 1 回以上開催することで普及啓発を行い、在宅療養及び人生の最終段階における意思決定支援に対する理解を促進します。